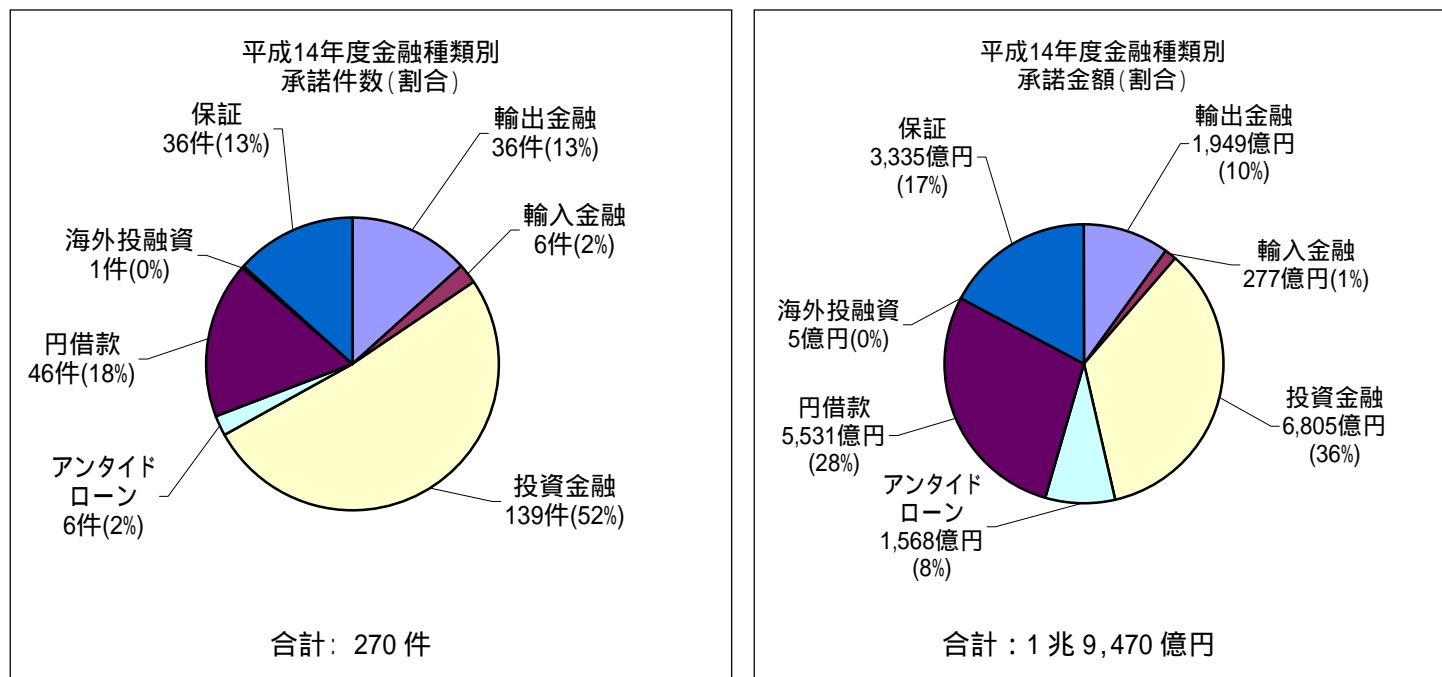


3. 平成14年度業務実績と年間事業評価の概要

(1) 金融種別別出融資保証承諾件数及び金額の実績



(参考) 各事業分野に関連する出融資保証承諾件数及び金額の比率

6 事業分野	件数(%)	金額(%)
国際金融秩序安定への貢献	4	10
開発途上国の経済社会開発支援	26	34
我が国の資源の安定確保	16	12
我が国の資本・技術集約型輸出の支援	12	9
我が国産業の国際的事業展開の支援	33	24
開発途上国の地球規模問題への対応支援	10	12
合計	100	100

(注1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、各分野に計上している。

(注2) 単位未満四捨五入。各分野の割合を合計しても100%にならない。

(2) 評価概要

基本業務分野

(1) 事業課題

「民間金融機関の補完・奨励の徹底、および民間資金との役割分担の明確化」、「国際機関・他国公的機関との積極的連携」、「環境問題に対する配慮の徹底、および環境改善案件への積極的取り組み」及び「中堅・中小企業向け支援の充実」について適切な取り組みがなされている(イ)。「効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用」については、これまでの経験も踏まえ取り組みを進めることが必要である(ロ)。

(2) 財務課題

「適正な損益水準の確保」については、政府の債務救済方式の変更により、一部債権の償却、引当を行い、特別損失を計上したものの、経常利益では概ね適正な損益水準が確保されている(ロ)。また「出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握および管理」については、政策目的や民間金融機関との業務内容の差異等を踏まえ、概ね適切な取り組みがなされている(ロ)。

(3) 組織能力課題

「我が国国民の意見・要請の適切な反映」、「情報公開・広報活動の推進」について適切な取り組みがなされている(イ)。さらに「オペレーションの効率的な実施」に努め、「利用者の視点に立った業務の改善」を着実に進めることが必要である(ロ)。

事業分野

(1) 国際金融秩序安定への貢献

「アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化」、「アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化」について適切な取り組みがなされている(イ)。「アジア各国の国際金融市場における資金調達支援」については、今後、具体化が見込まれるアジア債券市場育成構想等に対応したさらなる取り組みが必要である(ロ)。

(2) 開発途上国の経済社会開発支援

「アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進」、「貧困削減への対応の強化」、「開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援」等、各課題への適切な取り組みがなされている(イ)。ただし、貧困削減については、それを重視する国内外の議論を踏まえ、インフラ整備を通じた経済成長による対応も含め引き続き着実な取り組みが必要である。また、ODA タスクフォースへの参加等を通じた現地での取り組み、人材育成分野への支援、「知的協力の推進」等の効果のフォローアップに関しても引き続き対応が必要である。

(3) 我が国の資源の安定確保

多様な地域・国での資源案件に対する支援を通じ、「我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保」への適切な取り組みがなされている(イ)。今後は、リスクテイク機能の活用を通じ、「高リスク・巨額な資源案件への適切な対応」をさらに進め(ロ)、中東情勢、アジア地域のエネルギー需給動向、エネルギー資源開発案件の大型化、海外資源関連企業の再編等を踏まえ、日本企業の資源案件の支援に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(4) 我が国の資本・技術集約型輸出の支援

案件発掘・形成調査業務等による「日本企業の輸出機会の創出」、「我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築」への適切な取り組みがなされている(イ)。「日本企業の輸出競争力の確保」については、プラント市場の動向等を踏まえ、リスクテイク機能を活用し、輸出案件の実現をさらに支援することが必要である(ロ)。

(5) 我が国産業の国際的事業展開の支援

「開発途上国における日本企業の事業機会の創出」、「日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成」、「開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応」について適切な取り組みがなされている(イ)。「日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済インフラ整備および投資関連諸制度の整備支援」については、さらにニーズの把握を進め、積極的な対応を行う必要がある(ロ)。

(6) 開発途上国の地球規模問題への対応支援

「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充」、「地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化」について適切な取り組みがなされている(イ)。「日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充」については、日本企業の排出権獲得に資する案件の支援への取り組みを、「地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化」については、開発途上国の人口問題への取り組みを、さらに進める必要がある(ロ)。

(注)記号(イ・ロ)は4ページ図の段階評価結果を表す。